



令和5年12月14日

中部家保だより

発行：中部農業事務所家畜保健衛生課（中部家畜保健衛生所）

〒371-0051 前橋市上細井町 2142-1 電話(027)288-0371 FAX(027)230-8052

【 記 事 】

- 1 冬季の消毒について
- 2 疾病の発生予防について
- 3 牛ウイルス性下痢（BVD）検査実施について
- 4 令和6年度浅間家畜育成牧場入牧牛の受託の変更
- 5 年末年始の死亡牛 BSE 検査受付について
- 6 渋川家畜市場における認定書類について
- 7 「アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針」が策定
- 8 堆肥作りで資源循環型農業に貢献しませんか!!
- 9 早めのハエ対策をお願いします
- 10 定期報告提出のお願い

【 添付資料 】

- 1 浅間牧場観光用展示牛（県有牛）の導入について
- 2 よい堆肥を作って資源循環型農業に貢献しませんか？

◆◆ 冬季の消毒について ◆◆

消毒液の濃度管理

低温下では逆性石鹼の消毒効果が著しく低下します。 常温と同等の効果を得るために、どの程度の濃度が必要か製品により異なるので、有効濃度を確認しましょう。

冬期は暖かい時期よりも濃い濃度で使用してください。
(例：逆性石鹼 夏期 500 倍 → 冬期 200 倍など)

また、逆性石鹼に高純度水酸化カルシウム 0.2%混合すると、強アルカリ化による相乗効果で消毒効果が高まります。食品添加物規格品の高純度水酸化カルシウムなら超微粉末なので、噴霧器でも使用可能です。

消毒液が凍結してしまう場合は、ヒータによる加温のほか、不凍液の利用をおすすめします。消毒液への混合を目的とした畜産用不凍液も市販されており、活用をご検討ください。



◆◆ 疾病の発生予防について ◆◆

ウイルスの畜舎内への持ち込みは人や物、小動物、野鳥などに付着したウイルスが原因と考えられます。

●病原体の持ち込み防止

「立入禁止」等の看板を設置し、衛生管理区域に必要な人以外を立ち入らせない。また、不要な物を持ち込まないようにしてください。

人が立ち入る際や物を持ち込む場合には、洗浄、消毒その他必要な措置を講じてください。

• 車両の消毒

入り口付近に消毒施設を設置し、衛生管理区域内に入る車両を消毒しましょう。未舗装の場合などは石灰帯を利用しましょう。但し車両に対し十分な幅と長さが必要です（最低でもタイヤ一周する長さ）。

• 畜舎に立ち入る際の消毒

手指の消毒、畜舎専用の衣類・長靴を設置し、着実に履き替えましょう。



また、牛舎出入口付近には踏み込み消毒槽を設置しましょう。

• 野生動物の侵入防止

野生動物が原因と思われる疾病の発生が散見されています。



牛舎での入口付近に防鳥ネットを設置するなどの対策が必要です。

また、牛舎内、牛舎周囲にネズミ等の野生動物が隠られる場所をなくすことも有効です。普段から不要な資材等の処分、整理整頓を行いましょう。

●体調管理

牛の移動や昼夜の寒暖差の激しい時期はストレスが多く、免疫力が低下します。ストレスの少ない管理を心がけましょう。また、必要に応じてワクチン接種により免疫を高めましょう。

◆◆ 牛ウイルス性下痢（BVD）検査実施について ◆◆

県では持続感染（PI）牛摘発のため県央クーラーステーションで年2回のバルク乳検査を実施しています。この検査は500頭に1頭のPI牛が存在すれば、摘発可能な検査です。上期の検査については**すべて陰性**でした。下期の検査は来年の1月中に検査を予定しています。



ところで、PI牛は、妊娠初期～中期に母牛が感染すると産出される場合がありますが、ワクチンにより予防できますのでワクチン接種が有効です。ただし、生ワクチンを妊娠牛へ接種すると、PI牛が産出される可能性がありますので注意してください。詳しくは管理獣医師、家畜保健衛生所等に相談してください。

なお、農場への侵入防止のためには、母牛に加え、出生子牛を含めた検査が必要です。詳しくはご相談ください。



◆◆ 令和6年度浅间家畜育成牧場入牧牛の受託の変更 ◆◆

浅间家畜育成牧場整備が完了し、例年、夏季牛について一斉の春入牧、10月の一斉退牧でしたが、6年度からは、すべて年間牛として受託し毎月入退牧へ変更となります。詳細は、来月下旬頃にお知らせします（乳用牛飼養農場のみ）。

◆◆ 年末年始の死亡牛 BSE 検査受付について ◆◆

家畜衛生研究所における年末年始の検査受付は次のとおりです。よろしくお願いいたします。

12月				1月			
28日 (木)	29日 (金)	30日 (土)	31日 (日)	1日 (月)	2日 (火)	3日 (水)	4日 (木)
受付	受付	休み	休み	休み	休み	休み	受付

受付場所：家畜衛生研究所（TEL 027-288-2106）

受付時間：9:00～16:00

◆◆ 渋川家畜市場の認定牛に関する書類について ◆◆

渋川家畜市場に上場する成牛において、群馬県 JA 繁殖和牛部連絡協議会による認定条件に必要な書類は以下のとおりです。

1 牛ヨーネ病に関する書類

ヨーネ病カテゴリー I 証明書

当該農場においてヨーネ病の発生が無い（カテゴリー I に区分される農場である）ことを証明する書類。

注：通常、一週間から10日程度で交付が可能です。が、県外から導入した牛のヨーネ病検査を受けていない場合は、未受検牛の検査が必要となり、交付までに時間がかかります。

2 牛ウイルス性下痢（BVD）に関する書類

出荷前に検査を受け、陰性が確認できる書類（家保からの回答等）。

3 牛伝染性リンパ腫（BLV）に関する書類

出荷前3か月以内に検査を受け、陰性が確認できる書類（家保からの回答等）。

申請の際には日程に余裕をもって御連絡ください、また、検査当日までに必要分の群馬県証紙をご用意ください。（次ページ参照）

【文書料及び検査料】

ヨーネ病カテゴリー I 証明 590 円

牛ウイルス性下痢検査 1,290 円

牛伝染性リンパ腫検査 590 円

※県証紙のご用意は合算ではなく、検査項目ごとに分ける必要があります。

- カテゴリー証明発行にあたり、繋養牛に導入牛検査未受験がいる場合、以下のヨ
ーネ病検査が必要となります。

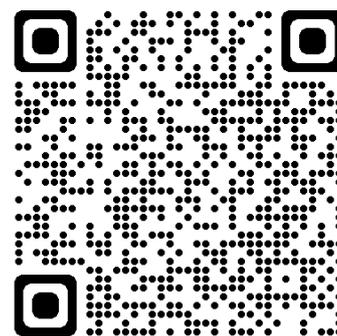
県外導入牛検査（ヨーネ病検査）1頭当たり

検査項目	検体	手数料	備考
抗体検査 (ELISA)	血液	700円	
遺伝子検査 (PCR)	糞便	1,290円	全ての繋養地のカテゴリーⅠ証明書がある 場合は不要

*本来は上記2項目を、導入後2週間以内に実施する必要があります（群馬県ヨ
ーネ病防疫対策要領に規定）。ただし、導入前1か月以内に上記検査が実施して
ある場合は検査不要です。ただし、検査済み証明書が必要。肥育牛は検査対象外で
す。

◆◆「アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針」が策定 ◆◆

令和5年7月に国が「アニマルウェルフェアに関する飼
養管理指針」を策定しました。乳用牛・肉用牛・豚・採卵
鶏・ブロイラー・馬の飼養管理や家畜の輸送等について技
術的な指針が示されました。今のところ罰則規定はありま
せんが、今後はクロスコンプライアンス(資金借入)や畜産物
の輸出等に関わってくる予定です。家畜が快適に過ごせる環
境を整えてください。家畜が快適に過ごしているかは①飢
え、渇き及び栄養不良からの自由、②恐怖及び苦悩からの自
由、③身体的及び熱の不快感からの自由、④苦痛、傷害及び疾
病からの自由、⑤通常の行動様式を発現する自由、の「5つ
の自由」が守られていることが大事です。詳しくは農林水産
省のホームページをご覧ください。チェックリストも掲載さ
れています。



◆◆ 堆肥作りで資源循環型農業に貢献しませんか！！ ◆◆

今、化学肥料の高騰や環境意識の高まりによるオーガニック農
産物の需要増で堆肥の需要が高まっています。そのため、耕種農家
は良い堆肥を作っている畜産農家に関心を寄せています。また、堆
肥が安定的に使用されることは野積みの回避や悪臭防止にもつな
がるため、畜産環境保全対策にも重要です。この機会に堆肥作りを
見直し、良質な堆肥を生産することで地球にやさしい農業に貢献しませんか？



なお、堆肥を製造して他者に渡す場合は、有償・無償を問わず手続きが必要で
す。詳しくは同封のパンフレットをご覧ください。

◆◆早めのハエ対策をお願いします◆◆

今年の春は、気温の上昇が早く、ハエ対策が遅れたため、苦情が多数寄せられました。また、この冬も例年以上に暖かい状況です。ハエ対策のために、成虫の発生に適した気温になる前(15℃程度)から脱皮阻害剤(IGR剤)等を使った幼虫対策を始めてください。気温が20℃を超える頃には本格的なハエ対策をお願いします。



また、ハエは暖かい場所を好みます。今年の冬は暖かいためか、日の当たる民家の壁でもハエが目立つようです。ハエ取り紙、粘着トラップシートなどを設置し、冬でもハエ対策をお願いします。

◆◆ 定期報告書提出のお願い ◆◆

家畜伝染病予防法に基づき、家畜の所有者は、毎年2月1日現在の飼養状況(頭数、畜舎数等)を県知事あてに報告することとなっています。1月下旬に報告様式を発送いたしますので、3月15日までに提出をお願いします。

●提出いただくもの

①定期報告書

- ① 飼養衛生管理の遵守状況(チェックシート)
- ② 添付書類(農場や埋却地に変更がある場合、地図の提出をお願いします)



なお、報告様式は群馬県ホームページや中部農業事務所家畜保健衛生課のページにも掲載しておりますので、必要に応じてご利用ください。

家畜保健衛生所は **365日24時間対応**の緊急連絡体制を確保しています。緊急時にはご連絡ください。

中部家保 027-288-0371

★ 畜産業を廃業された方にこの「中部家保だより」が送付された場合は、誠にお手数ですが、ご連絡くださいますようお願い申し上げます。